

貝塚市と学校法人河崎学園との連携協力に関する包括協定書

貝塚市（以下「甲」という。）と学校法人河崎学園（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結をもって、平成 30 年 4 月 1 日付締結した、貝塚市と学校法人河崎学園との連携協力に関する包括協定書は失効する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、教育・研究、市民の健康福祉、環境、まちづくり等のさまざまな分野において人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項を連携して進めるものとする。

- (1) 人的交流の促進
- (2) 知的・物的資源の相互活用
- (3) 共同による調査研究及び事業の実施
- (4) その他前条の目的を実現するために必要な連携協力

（連絡調整窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑に効果的に進めるために、甲及び乙の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（経費）

第4条 この協定に基づく連携協力の実施に要する経費は、原則として甲及び乙においてそれぞれ応分に負担することとする。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を所持する。

令和5年12月12日

甲：貝塚市

乙：学校法人 河崎学園

貝塚市長

酒井 了

理事長

河崎 建人